

労災保険給付の概要と 労働災害事例について



けんちゃん まもりちゃん

2022.4.14
産業保健セミナー資料
独立行政法人
労働者健康安全機構
埼玉産業保健総合支援センター
副所長 嶋田敏晴

1

本日の内容

1. 労災保険法について
2. 最近の法令改正等
3. 安全衛生活動事例等
4. 労働災害と労災補償について



2

1. 労災保険法について (労働者災害補償保険法)

3

1-1 労災保険【目的】

※労働保険の加入は強制です

▶労働者の保護

労働者を守るために労働基準法、労働安全衛生法でいろいろ規定



災害は完全には無くなっていない

災害が発生すると、事業主の単独補償は容易ではない

労働者保護に万全を期するため 国の補償と福祉事業を
設けて労働者の福祉の増進を図る

4

1-1労災保険【しくみ】1/2

1. 適用事業

事業単位で適用

本社、支店、工場等分かれている場合は、それぞれ事業として取り扱います。

2. 継続事業と有期事業

継続事業:一度事業を開始すれば、特別な事情がない限り、事業を継続する

有期事業:土木建築工事業などのように事業の期間が予定されている事業

5

1-1労災保険【しくみ】2/2

労働者でない人はどうする？

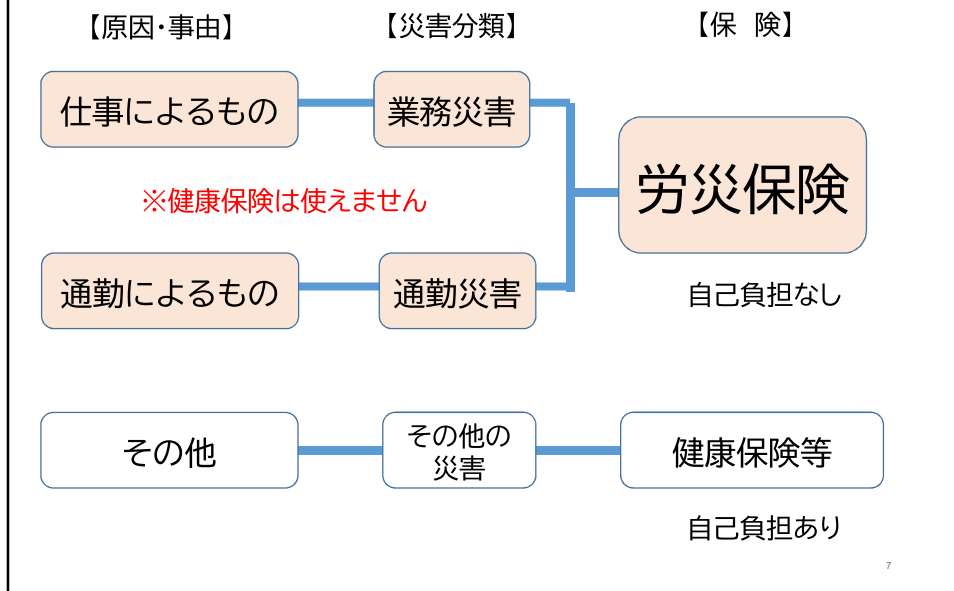
(中小事業主、一人親方、自営業者、家族従事者・・・)

労働者と同じように作業に従事する人

特別に労災保険に加入する(一般労働者に準じて保護)
特別加入制度(加入は任意です)

6

1-2 労災保険 【給付】



1-3 労災保険 【業務上の負傷】

業務災害とは、
労働者が業務を要因として被った負傷、疾病、死亡

(例)

- ① 事業主の支配・管理下で業務に従事している
- ❌ 事業主の支配・管理下あるが業務に従事していない
昼休み、就業時間前後 など
- ③ 事業主の支配にあるが、管理下を離れて業務に従事
出張などの外出、事業場施設外で業務

8

1-4 労災保険 【業務上の疾病】

業務上の疾病とは、
業務との間に相当因果関係が認められる疾病

1. 労働の場に有害因子が存在している
物理的因子、化学物質、身体に過度の負担のかかる作業、病原体・・・
2. 健康障害を起こしうるほどの有害因子にさらされた
期間や量・・・
3. 発症の経過および病態が医学的にみて妥当
有害因子にさらされた後に発症したもの

9

1-5 労災保険の内容 【業務災害】

1. 療養補償給付： 診察、薬剤、治療材料の支給等
 2. 休業補償給付： 療養のため労働することができず賃金を受けないとき。
生活保障として**4日目以降**について、1日につき
給付基礎日額の60%+特別支給金20%※
- 待期期間：休業した初日から3日間は使用者が労働基準法上の休業補償を行う
- ※労働福祉事業として支給されます

10

1-6 労災保険 【その他の主な給付】

1. 障害(補償)給付: 障害の程度に応じて。1級～14級
2. 遺族(補償)給付: 遺族(補償)年金、遺族(補償)一時金
3. 葬祭料 : 315,000+給付基礎日額の30日分
4. 傷病(補償)年金: 療養開始後1年6ヶ月経過 1級～3級
5. 介護(補償)給付: 常時介護、随時介護

11

1-7 通勤災害 【通勤災害保護制度】 1/2

昭和48年12月1日～ 労災保険の対象となった

1. 通勤災害の範囲:

「労働者の通勤による負傷、疾病、傷害、死亡」

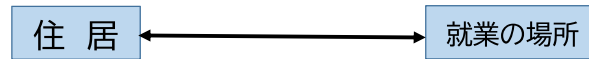
- ▶「合理的な経路および方法」であること
- ▶「往復の経路を逸脱し、または中断した場合」には、逸脱または中断の間およびその後の移動は「通勤」とはならない。(例外あり)

2. 通勤災害は事業主の補償義務はない

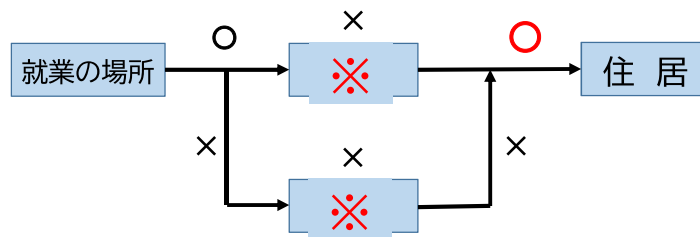
休業期間の当初の3日間(いわゆる待期間)の支払い義務はない
一部負担金200円がある

12

1-7通勤災害【通勤災害保護制度】 2/2



通勤の範囲



※日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるもの

13

1-8第三者行為災害

(例)

- ◆ 通勤途中に交通事故に遭う
- ◆ フォークリフトと接触
- ◆ 仕事中に道路を通行中、建設現場からの落下物

➤自動車事故などの場合、損害に対する二重の補てんとならないよう労災保険給付と自賠責保険等で支給調整

14

1-9 費用徴収制度

労働保険未手続中の事故

1. 故意の場合(保険給付の100%)
2. 重大な過失の場合(保険給付の40%)

例 遺族補償一時金の額(10,000円(労働者の給付基礎日額)×1,000日分)
×40%=4,000,000円

また、これ以外に遡って労働保険料と追徴金を徴収します。

✓ 労災かくし

⇒

書類送検

15

1-10 二次健康診断等給付制度

過労死(脳血管疾患および虚血性心疾患等)を予防するための給付として定められている制度

無料で労災二次健康診断と特定保健指導を受けることができる

・対象者選別の項目

- ① 血圧
- ② 血中脂質(LDL, HDL, 中性脂肪)
- ③ 血糖検査
- ④ 腹囲またはBMI

【特定保健指導】

栄養指導: 適切な摂取量等
運動指導: 必要な運動量等
生活指導: 飲酒、喫煙、睡眠等

※1. 一次健康診断から3か月以内に請求が必要

2. ①~④すべての項目について「異常の所見なし」と診断した場合であっても、産業医等が就業環境等を総合的に勘案した結果、「異常所見あり」と診断した場合は、これを優先します。

16

2. 最近の法令改正等



17

2-1 最近の法令改正等(主に産業医に関連する事項)

1. 通達「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について
(令和3年3月31日 基発0331第4号)
2. 化学物質の規制の見直しについて(職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書 (令和3年7月19日)
労働安全衛生総合研究所 動画による解説↓
<https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken.report.html>
3. 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布されました。(令和3年12月1日)

18



便所について

【事務所別第17条の2関係、安衛則第628条の2関係】

- 新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられました

▶「独立個室型の便所」とは



OK



NG

- ✓ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✓ 便所の全方向が壁等[※]で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である
※視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に把握されない程度な壁や扉のこと。
- ✓ 1個の便所により構成されている
- ✗ 仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている

2-2 最近の法令改正等(主に産業医に関連する事項)

4. 脳・心臓疾患の労災認定基準を改正しました。

(令和3年9月14日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/rouaoukijun/rousai/090316_00006.html



5. 騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討事業

(令和4年3月21日) 継続中

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02_00003.html

6. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案

～法定の歯科健康診断は、事業場の人数にかかわらず実施報告が義務づけられます～ (令和4年3月23日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24734.html

労災認定基準の改正 1/2

労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して認定することなどが明確化されました。

●業務の過重性の評価

改正前の基準を維持

長期間の過重業務

労働時間

- 発症前 **1か月間に100時間**または**2～6か月間平均で月80時間**を超える時間外労働は、発症との関連性は強い(※)

労働時間以外の負荷要因

- 拘束時間が長い勤務
- 出張の多い業務 など

新たに認定基準に追加

長期間の過重業務

■労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

左記(※)の水準には至らないがこれに近い時間外労働

+ 一定の労働時間以外の負荷

業務と発症との関連性が強いと評価することを明示

■労働時間以外の負荷要因を見直し

- 勤務間インターバルが短い勤務
- 身体的負荷を伴う業務 など

評価対象として追加

短期間の過重業務・異常な出来事

■業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

→「発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

21

労災認定基準の改正 2/2

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い赤字の項目を新たに追加しました。

労働時間以外の負荷要因

勤務時間の不規則性

拘束時間の長い勤務

休日のない連続勤務

勤務間インターバルが短い勤務

※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいう。

不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務

事業場外における移動を伴う業務

出張の多い業務

その他事業場外における移動を伴う業務

心理的負荷を伴う業務 ※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充した。

身体的負荷を伴う業務

作業環境

※長期間の過重業務では付加的に評価する。

温度環境

騒音

22

3. 安全衛生活動事例等



23

2-1(出来れば)4Sの励行

整理、整頓、清掃、清潔

1. 散らかさない
2. 不要なものはすぐに処分
3. 資材・器具は定められた場所に正しく置く
4. 作業場所周辺は責任をもって清掃





事例

電源ソケットが...



26

2-2荷の運搬作業 1/4

身体への負担を減らし、急激な動きを避けて慎重に！

- ①挟まれる
- ②落とす
- ③転倒
- ④痛める



27

2-2荷の運搬作業 2/4

ロールボックスパレットの取り扱いについて
「押し」「引き」「横押し」



押し

○押しやすい
×前が見にくい

2-2荷の運搬作業 3/4

ロールボックスパレットの取り扱いについて
「押し」「引き」「横押し」



引き

○接触しにくい
×前が見にくい

2-2荷の運搬作業 4/4

ロールボックスパレットの取り扱いについて
「押し」「引き」「横押し」



横押し

○前が見やすい
×傾斜部での
操作性が悪い

従業員の健康や安全を守るために。
企業の「安全配慮義務」を果たすために。

就業時間

毎日 小売業・社会福祉施設・飲食店のための
運動プログラム ダイジェスト

転ひ 職

転倒予防に必要なバランストレーニング、筋力トレーニング、ストレッチをご紹介します。
簡単な動きですので、ぜひ真似して動いてみてください!

すべりを改善するトレーニング

片足バランス

スクワット

カラダねじり

安全で安心な店舗・施設づくり推進運動ポータルサイト
(厚生労働省)
<https://anzenanshin.mhlw.go.jp/>



積み荷ラインの見える化



荷台のキワに目印を付けることで、荷の落下防止を図る

出典：大阪労働局

後方確認エリアの見える化

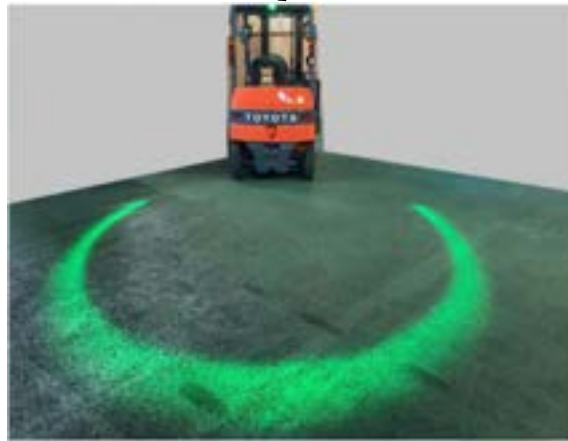


フォークリフトの後方にトラロープを張り、当該トラロープ部まで振り向いて確認することで、後方確認を確実にを行う

出典：大阪労働局

後方確認エリアの見える化

アーチライト



後方の接触防止



マスト内への侵入による挟まれ災害防止



侵入防止のチェーンと
ガードバーを設置

出典: あんぜんプロジェクト(厚生労働省)



保護衣(タイベックス)
電動ファン付き呼吸用保護具

石綿総合情報ポータルサイト



39

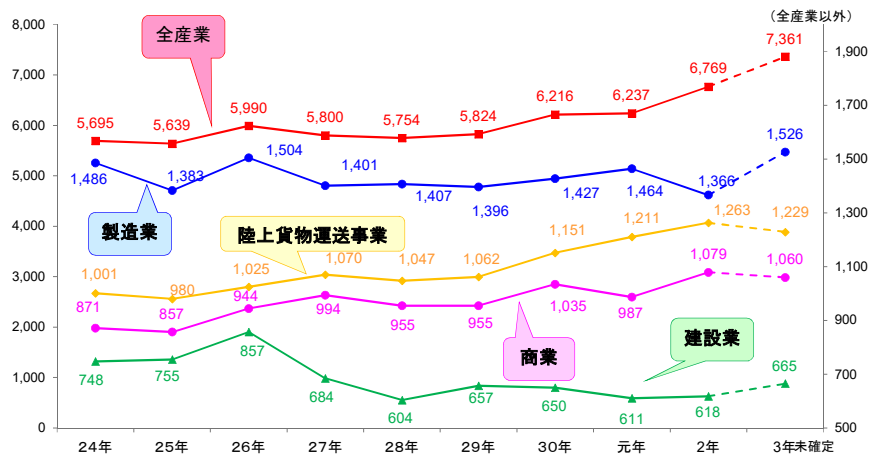
4. 労働災害と労災補償について



40

埼玉県内における労働災害の発生状況

業種別の死傷者数の推移



事業主の皆さまへ

安全・安心な職場づくり に取り組みましょう

職場における労働災害（年間125,115件）



転倒
全体の
25%



出典：令和2年 労働安全衛生局より
（新型コロナウイルス感染症の流行による労働災害を除く）

職場での転倒災害の状況



労働災害のうち
転倒

25%

休業
1か月以上

約6割

女性

約6割

50代以上

約7割

出典：令和2年 労働者死傷病報告より

安全・安心な職場づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

 厚生労働省 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



これらの災害を防止するため、設備の欠陥、作業靴の見直しのほか、4S活動、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、転倒予防教育などの取組みが重要です。



ながら歩き禁止



すべり注意



つまずき注意



労働災害が発生させた本人に記載してもらいます（作業の振り返り）。本人が治療中の場合は現職者に記入してもらいます。

記入要領 様式例

再発防止対策検討票

併せてリスクアセスメントを実施

負傷者 氏名 生年月日 発生日時 発生場所 作業名 発生状況 以上に相違ありません	上記の災害について、管理者が災害の原因類似災害を防止するために防止対策を考案発生後、災害原因の検討は早い時期に行い	
	併せてリスクアセスメントを実施	
◆災害原因の検討		
作業に際して指示した事項		
指示した事項の遵守状況		
災害の直接の原因		不安全行動
直接の原因をつけた要因		不安全行動
◆防止対策		
同種災害防止の具体的内容	注意喚起だけでなく、設備等の改善や作業手順の改善を行いましょう	対策実施担当者 職-氏名

事例1

【墜落・転落】

トラックの荷台に積んだ台車をパワーゲートに載せるときに、後ろ向きで引っ張っていたためキャストトップバーにつまづきバランスを崩して墜落した。

原因：後ろ向きで台車を引っ張っていた。

対策：①トラックの荷台上やパワーゲート上での台車移動は前が見えるように「押し」や「よこ押し」で行う。
②荷台上での荷積み、荷降ろし作業の作業手順を作り、周知徹底をする。



配送センターのプラットフォームでトラックに商品を積み込む際、トラックの荷台に向かってかご台車を押していたところ、前方が見えにくく、プラットフォームから台車ごと転落した。

原因：かご台車に商品を積みすぎて見通しが悪かった。

対策：①かご台車には商品を積みすぎない。
②かご台車を押す際は、スピードを出し過ぎず、状況に応じて作業指揮者を配置する。



事例2 熱中症



【状況】

- ① 介護施設
- ② 利用者の入浴介護
- ③ 1人で複数人の利用者の洗身担当を連続して行っていたところ、不調を訴えた。
- ④ 時間にして、およそ90分休憩なし

熱中症の可能性

※写真はイメージです

48

さいごに

- ▶ 仕事をするにあたり、
 - 災害はあってはならない
 - 健康を害することがあってはならない
- ▶ ルールを守ることが、自分の体を守ること
- ▶ 安心して働くためには
「災害のない明るい職場づくり」が必要

49

ありがとうございました。



独立行政法人
労働者健康安全機構
埼玉産業保健総合支援センター



50